

卒業アルバム代及び卒業記念写真代の支給について

就学援助制度が認定された方については、卒業アルバム代及び卒業記念写真代を援助します。

1 卒業アルバム代及び卒業記念写真代の概要

(1) 支給内容

卒業アルバム及び卒業記念写真の製作費及び購入費の一部

(2) 支給対象及び支給額

支給対象	支給額
小学校（6年生）	実費（上限 11,000 円）
中学校（9年生）	実費（上限 8,800 円）

2 支給方法

(1) 保護者が卒業アルバム代及び卒業記念写真代を製作者等に直接支払う場合

保護者が卒業アルバム代及び卒業記念写真代を製作者等に直接支払う場合は、支払額がわかる書類（領収書・払込票・振込明細書等）を令和 7 年 1 月 31 日（金）までに学務課にご提出ください。ご提出いただいた書類を確認後に支給（3 月予定）となります。

※支払額がわかる書類は、別添の台紙に貼付してご提出ください。

※支払額がわかる書類の提出がない場合、支給できません。やむを得ない事由（業者都合等）により提出期限までに提出できない場合は、事前に学務課にご連絡ください。

(2) 学校が製作者等に卒業アルバム代及び卒業記念写真代を支払う場合

学校が保護者から卒業対策費等として、卒業アルバム代及び卒業記念写真代を予め徴収し、製作者等に支払う場合は、保護者の方に領収書等を提出いただく必要はなく、学校からの報告に基づき支給（3 月予定）します。

問合せ先
つくば市研究学園一丁目 1 番地 1 つくば市役所本庁舎 4 階
つくば市教育局学務課 学務係
受付時間 午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分
☎029-883-1111（代表） 内線 4643、4644、4790